

平成28年度 第1回安城市市民参加推進評価会議 会議録

日時：平成28年7月14日（木）午前10時～午後0時10分

会場：安城市役所 第10会議室

出席委員：鳥居会長、中根委員、荻野委員、柘植委員、山下委員、昇委員、小森委員、
加藤委員、大坪委員、

事務局：三星部長、野本課長、澤田補佐、満島、神尾、山本

欠席委員：野田委員

傍聴者：なし

市民協働課長：

本日は暑い中、早朝からご出席いただきましてありがとうございます。

委員の皆様には今回の評価会議に当たりまして、大変な評価作業を事前に行っていた
いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、時間になりましたので始めさせていただきます。

本日の委員の出席状況でございますが、野田委員からご欠席の連絡をいただいております。したがって、ただいまの出席委員は安城市市民参加条例施行規則第11条第5項に規定します委員の半数以上に達しておりますので、評価会議は成立していますことをご報告させていただきます。

事務局：

ただいまから平成28年度第1回安城市市民参加推進評価会議を開催いたします。

〈市民憲章唱和〉

1 会長あいさつ

事務局：

それでは、初めに鳥居会長よりご挨拶をお願いいたします。

鳥居会長：

第1回安城市市民参加推進評価会議ということで、安城には18万6000名の市民の方がお見えです。その方達を代表して安城の町でいろいろなことを審議する会議等がありますが、それが本当に公平にきちんと市民が参加し、パブリックコメントなりで、「適正に市民参加の手続きを行っているか」ということを評価するのが、この会議の趣旨です。

そのような意味で、平成27年度に実施された内容と合わせて広報あんじょうなど、いろいろなもので情報を集めていただいた上で、この会議に出席いただけるといいかと

思います。

円滑な会議の進行ができるように、ご協力をお願いします。

事務局：

会の進行は、会長にお願いいたします。

2 議題

鳥居会長：

それでは、議題 2 平成 27 年度市民参加対象事項実績についてご報告をお願いいたします。

事務局：

評価シート No. 1~3 の概要を説明

鳥居会長：

ただいま今、No. 1 番から 3 まで説明がございました。
ご意見あるいはその他、参考になる意見のある方は挙手をお願いします。

山下委員：

この中の評価結果の 2 番目の市民参加の回数です。私はここを「十分でない」にしました。市民の意見を反映したかというところでも「反映してない」とさせていただきます。理由は、審議会やパブリックコメントとか、いろいろな事を実施されていますが、修正内容をざっと見ると、特に目新しい事はなく、修正されて当たり前のことばかりです。

さらに、市民公募が 1 人減っています。市民公募委員が市外へ転出したためですが、補充する考えはなかったのでしょうか。総合計画は、非常に重要なものだと思いましたが、そのような対応でいいのかなと思います、低く評価させていただきました。

事務局：

総合計画は、市の 1 番大きな基本となる計画です。

この単年度だけ見ますと言われるとおりですが、複数年にわたりワークショップも含め今考えるあらゆる市民参加の手法を活用し、市民を交えて策定してきたところは、評価はしています。しかし、その意見をどれだけ採用したかということになると、手法によっては少ない部分もあるかもしれません。

山下委員：

委員が欠員した場合そのまま無しでいくものなのでしょうか。規定や決まりは無いの

でしょうか。

事務局：

役職で受けていただいている方は前任者の残任期間という規定あります。公募に関しては、後任の選出についての詳細の決まりがありません。公募の補充については、例えば面接で何人か選ぶ中で次点の方を採用するなど、運用の仕方はあると思います。

山下委員：

公募委員の転出をいつ頃知ったのかを知りたい。総合計画審議会がこのような状況であれば、当然その他の会議も習うと思うので、全部そうになってしまい、なし崩し的にこの市民参加というのがどんどん崩れていく気がします。歯止めをかけてもらったほうがいいのではないのでしょうか。

事務局：

今のご意見を意見の中に入れるには、ほかの委員の皆様の同意がいると思います。例えば、意見の中にそういった、“途中で市民公募が欠けた場合には補充するなどの配慮をすべきだったのではないか”というようなコメントを付すのはいかがでしょうか。

小森委員：

多分在任期間が少なかったのだと思います。市民公募をし直す手間を考え、欠員のままでいく形になったのだらうと思います。これが例えば 2 年任期で最初の半年ぐらいでしたら、多分追加公募をしていたのではないかと思います。残任期間が 1 年以上あるのなら、追加公募すべきだと思います。

総合計画のパブリックコメントにたくさんの方が意見を出しています。このうちの 4 分の 3 ぐらい私の意見だと思いますが、その意見と回答をウェブサイトに掲載しているため、これまでのパブリックコメントの公表に比べれば誠意のある回答だと思います。

今回の総合計画は目新しいものが何も無いです。今までずっとやってきたものがそのままになっているだけで、それは企画政策課も承知していると思います。

多分、ワークショップの参加者募集もアンケートの無作為抽出の人に呼びかけた数なので、無作為抽出の 2000 人ぐらいの人に、案内し、参加希望者が 30 人なのは、これもやむを得ないのかなと思います。

その無作為抽出っていう方法自体は、私はいいと思うので積極的に評価したい。ただし、30 人は少し応募者が少なかったと思いますが、これが役所の責任というのは、少し微妙です。

それともう一つ、意見のところでアンケートの回収率 41%という数字が、低いのか高いのかというのはどうでしょうか。

昇委員：

学生がやっているアンケートでしたら 40%は全然低くありません。

小森委員：

そこで、回収方法を改善すべきという点ですが、そもそも回答率が低いかということ、これは無記名回答で、回答方法を改善すべきと言っても、具体的にどうすればよいか、私に聞かれても答えられないと思います。もしこれを意見として書くのであれば、例えばこういう方法で改善すべきだと書かないといけないのでは。

次に、No. 2。これも最後のところで、”パブリックコメントについての幅広い年齢層に参加いただけるように”とありますが、若い人からパブリックコメントで意見が出るように何か工夫をと言われても、どうやったらいいか担当課は分からないのではないかと。例えば、“パブリックコメントに若い人が意見できるよう具体的に若者向けのワークショップを開く”など、ということを書かないと分からないと思います。

3つ目、No. 3、市民代表5人の中で市民公募が2人と書いてありますが、この市民参加条例で、この市民参加推進評価会議については5分の1以上が市民公募と定めています。委員は、10人いるので、市民公募は2人以上ということになります。

それが一つの基準だと考えます。次に、回答率の低さと書いてありますが、この内容からいくとこれもどうなのかなと。

多分これは、総合計画よりもっと市民の関心が薄いため低くなるだろうと思うため、どうしたらいいのかというところを少し書いたほうがいいと思います。

事務局：

まずアンケートの回収方法については把握はしていませんが、恐らく担当課としては、まずアンケート→督促状(礼状)を出すという流れで実施します。

私の記憶する限り、前回(平成24年度)の総合計画のアンケートでは回収率50%はあったと思います。それと比べれば確かに今回50%を下回っています。そういった意味で低いのかなという感じがします。

確かに何か具体的に改善方法をこの場でご意見があればいただければ、付加していきたいなと思います。これをこのままの乗せてはいけないというご意見となれば、取り下げることとなります。

アンケートのところはいかがですか。これが低い、高いというのは言い切れないと思います。そのあたりでも、この意見を載せていくかどうかですが。

鳥居会長：

アンケートの数字については、これでいいと思います。上げるように努力すべきなので入れたほうがいいと思います。こういった数字でしたよということですから。NHKのアンケートはほとんど60%ぐらいです。50%を超えることは、なかなか難しいと思います。

加藤委員：

送られてきたシートから判断をと言われるので、ネットも見るなどいろいろしました。どこで判断していか分からず、この数字だけで、そこに着目してしまったのです。このうちシート自体で、ここだけでやれたとかやれてないか判断するのが難しかった。評価シートの書き方として、このことに注意し、こういうことに着目して評価してください等の説明があったらよかった。

昇委員：

推進会議での意見を担当課に対して出すときに、推進会議として、これは強く言わなければいけない理由等があれば、一生懸命審議できれば全会一致にし、こういうところが足りないからもっと市民参加をしてほしいと伝えればいいと思います。しかし、例えば、40%の回答率が高いのか低いのかっていうのは、比較の対象によって高くにも低くにもなります。それを一生懸命ここで議論しても、結論は多分出ないと思います。

だから、そのようなものについては推進会議では、“もう少し高くできるのではないか”という意見と、いや、“これぐらいの数字が出たらいいのではないか”という両論併記をし、こんな意見やあんな意見が出ましたと伝えると良いと思います。

この中のものはみんなで議論して、まとめるということができればそれでいいと思いますが、そうでないものは必ずしも無理してまとめなくても、こういう意見もあれば、ああいう意見もありました。意見の違いというのは、多分、最後まで意見の違いとして残ることが多いと思います。それはそれで市民の意見なので、このような意見、あのような意見がありました。ということをお伝えするのが、この推進会議の性格からするといいのかなと思います。

小森委員：

私が今発言した内容をここの中に両論併記という形で書いていただければ結構です。

山下委員：

先ほど、市民公募の委員が減ったことについてお聞きし、そうだろう思っていました。1番上の計画なので、残任期間が1年以上ある場合は追加募集する等をどこかではっきりしておくといいと思いますが、皆さんどうでしょうか。

荻野委員：

私もその意見には賛成です。やはり1年以上あれば追加というのが望ましいのではないのでしょうか。参加する意思があった方を選出するとは思いますが、決まりがないという感じでしたので、ここに併記されるだけでなく一度検討していただき、それを意見の中に書いていただけるとありがたいと思いました。

鳥居会長：

今、案として決まりはないのなら決めたらどうですかというご意見がありました。全体的な話だと思いますが、2年の任期の中で、最後の審議会ならいいですが、年に何回か開催する場合困る話だと思います。

事務局：

今のご意見でそれに関しましては総合計画だけの話ではないので、私の部署から言えるのは市民公募の取り扱いの部分かなと思いますので、“市民公募の委員が欠員となった場合、1年以上残任期間がある場合は、極力補充する”と記載を入れたいと思います。

小森委員：

資料3の1の3を質問しました。ウェブサイトの掲載の時点を確認したい。私が資料をもらい確認したときに載ってなかったのではないかと思います。もし掲載されていたら、意見を出していません。その後に掲載されたのなら時期的な問題、そこだけ確認してください。

私が見落とししたなら、見落とさないような分かりやすい掲載方法にしてほしい。たぶん、審議会のところ検索し載ってなかったと思います。私のミスかもしれませんので、そこだけ確認したいです。

荻野委員：

審議会の議事録などは掲載されるまでにどの位かかるのでしょうか。ほとんどの審議会は掲載までに時間がかかります。掲載が遅くなる場合は”いつ頃に掲載予定です”と記載をしてあると分かるのではないのでしょうか。解答欄には、どの位後に掲載されますというような結果を入れたらどうでしょうか。

鳥居会長：

はい、ご意見が出ましたが、よろしいですか。

事務局：

議事録等を市公式ウェブサイトに掲載するまでに要する期間を明確には決めてはおらず、なるべく速やかにとしていますが、当然議事録を文字化したり、参加した委員さんに確認したり、それぞれの作業の時間が必要となります。

山下委員：

少し関連していいですか。私は別のところで意見を出したのですが、それが反映されていませんでした。そこで、担当部署に聞いたことがあります、”私の出した意見がいつ、どのように審議されて、いつ頃結論が掲載されます”という、スケジュール表みたいなものが、各パブリックコ

メントにしても何にしても、どこかに載っていると、すごく分かりやすいと思います。

鳥居会長：

1から3までのところで、よろしいですか。特にあの3番目の、データヘルスについて意見がありませんが、よろしいですね。

委員：

はい。

鳥居会長：

それでは続いて事務局4から6まで説明をお願いします。

事務局：

評価シートNo. 4～6の概要を説明

鳥居会長：

はい、4から6番まで、説明ございました。ご意見ございましたらお願いします。

小森委員：

資料3—1、No.6(仮称)明治本町公園基本計画策定の3つ目の質問ですが、これらの質問の仕方が悪いのでこういう回答だと言われても仕方がないのですが、“議事録などが掲載されていますか”の質問に対して“されていません”。こういう質問をした場合、“〇〇の理由で公開されていません”と書くのが社会的な常識ではないでしょうか。

やはり、確かに内輪のワークショップかもしれませんが、これもきちんと公開すべきだと思います。どこまで書くか分かりませんが、経緯を公開すべきです。

市民参加推進会議の対象となるようなものあれば、議事録をきちんと公開すべきではないでしょうか。ということが言いたくてこの質問をしました。

次に、資料3の4、環境基本計画の1番下の意見ですが、意見が1名しかありませんでした。これは私が出した意見です。それはいいですが、その後に“これ以外の工夫が必要”と言った時にやはりこれも、これ以外というのを具体的に、例えば“このような方法で、工夫したほうがいいのでは”と書かないと、なかなか行政に声が届かないのではないかと思います。私が考えても、今のパブリックコメントの方法よりも意見が出るような方法は、そう簡単には出てこないと思います。意見を出すにもただ単に“工夫しなさい”と行政職員に言うだけでなく、例えば、“こういうような方法があるのではないですか”という提案をしないといけないのではないのでしょうか。

鳥居会長：

次にNo.7～9の説明をお願いします。

事務局：

評価シートNo. 7～9の概要を説明

小森委員：

パブリックコメントの意見が少ないことについてです。パブリックコメントの実施時期は、早くて11月12月が1番多いですね。遅くとも1月に集中します。パブリックコメントに意見を出して、それに対する直接の回答はなく、（これはどこのルールもそうだと思いますが、）パブリックコメントで出た意見が2月か3月の審議会に図られ、承認を得て、計画策定しウェブサイトへの掲載となると思います。ウェブサイトをチェックしていないと、自分が出した意見が結局どうなったか分かりません。そうすると、“パブリックコメントを出そう”というモチベーションが上がりません。”こうなりました”という結果や”このようにアップされました”という連絡をいただけるとモチベーションも上がるのではないのでしょうか。やれないことではないと思いますので、ご検討をお願いしたいと思います。

山下委員：

やはりパブリックコメントに出した意見が反映されることは、少ないと思いますので、出した意見に対しての市民の納得感しかないと思います。市民に納得してもらうためには、プロセスの丁寧な説明等が必要です。”こんな意見が出ましたが最終的にこうなりました”のような説明があると、非常に納得感が得られやすいのではないかなと思います。

資料3-1のNo. 8の生涯学習で回答をいただきました。私も参加していたので知っていますが、報告書の中に”現役世代の男性からこのような意見が出ました”というのは、多分明確にはなっていないと思います。

私も市民活動をしていますので、今後、参考になるため、明確にさせていただけたらと思います。

鳥居会長：

最後に、No. 10. 11の説明をお願いします。

事務局：

評価シートNo. 10～11の概要を説明

小森委員：

No.11 国指定史跡本證寺境内の保存活用について、資料3-1の質問で“ウェブサイトに公開されていますか”について、この聞き方が悪いのですが”されていません”との回答。財産権に絡む話があるので公開できないというのは分かりますが、全てが公開

できないかというところではないはずですが、これからすごいお金をかけてやっていく話なので、公開できないところだけ省いた形で公開すべきだと思います。

それに関連して資料 3 の 6 市民参加の推進会議全般に関するご意見に、今言った議事録の内容は必要に応じて公開、非公開の使い分けをすべきと書かせていただきましたが、ここはぜひご検討いただいて、できたらご回答いただきたい。

一部でも公開できるものは、ウェブサイト公開していただきたいというのが強い要望です。

6 市民参加の推進会議全般に関するご意見の 1 番下に記載されている意見ですが、パブリックコメントをプランの素案ができた時期でやたらっていうご提案ですが、これをもしやろうとするとパブリックコメントを 2 回やらなくてはいけないと思います。そこまで費用かけてやらなければいけないのかというところで、これは皆さんここで、単なる意見があったという表現なのか、それともこの審議会の総意っていう意味でここに書くのか、ご検討をいただいたほうがいいと思います。

私は、最終的に計画等が固まった段階でもパブリックコメントは絶対に必要だと考えます。それをやめるということは、あり得ないと思っているので、このご意見については両論併記してほしい。

鳥居会長：

今、議事録の公開非公開の意見が出ました。これは、大きな話です。

次にパブリックコメントのタイミング、についてご提案されていることに対して、どう考えるかということですね。

事務局：

文化振興課の件につきましては、意見にありましたように、私どもとしても、公開しうるものは極力公開してほしいという意見を同じように持っています。ただ、担当課としてはやはりそのあたりデリケートな部分もありますので少し慎重になっているというのが現状かと思えます。

このあたりは審議会からの意見もあったというようなことで、なるべくそういう方向で検討できないかということで、話を持っていきたいと思っています。

次に 6 の推進全般に関するところで、パブリックコメントについても、確かに今おっしゃるとおり、どれだけの手間暇やコストもかけて、どこまで丁寧に市民に対しての意見を募集していくのかというところのバランスだと思います。一つの提案としてどうしてもやはり“パブリックコメントに意見が出ない”ということで、時期に問題があるのではというようなところもあり、このような書き方をさせていただきました。私たちもなるべく手間をかけずに、なおかつ効果的に市民の意見を集約したいというのが本音ですので、このあたり両論でいくのか。いくならそういう形での意見も少しさせていただき、委員会としての、ご意見という形で、出させていただければいいのかと思います。

山下委員：

今の意見について、私も賛成です。まず本證寺に関してですが、土地の個人情報が含まれているので、非公開と書いてありますが、この計画は活用まで考えると書いてあり、国の史跡に指定されたのですよ。これを非公開でなおかつ、公表もしないというのは余りにも非常識過ぎると思ひ、意見を出させていただきました。

最後のパブリックコメントのことにに関して、同じやり方をしていたら多分意見が出ないと思うのです。少しやり方を変えていただくとかしてもらいたい。

パブリックコメントの意見が 0 というのは、何のためにやっているのかなというところにかかってくるので、きちんと意見が出るようなこと（時期や、パブリックコメントの内容等）を担当課としても考えてもらいたい。もう少し市民が、自分に関わるのだというような受け取り方をしてもらわないと、なかなか意見が出てこないと思います。

事務局：

この計画策定について少し補足をさせていただきます。

対象事項として本證寺境内の保存活用についてと思われませんが、非常に誤解しやすいのですが、本證寺境内及び周辺地域となっています。今回、本證寺が、国の史跡に指定をされました。この史跡のエリアというのは、本證寺境内とその周辺も含めます。よって、個人情報云々と書かれておりますがこれを本證寺 1 宗教法人だけではなくて、その周辺にお住まいの一般の住民の方々あるいは土地所有者の方々も含むということです。

加藤委員：

市公式ウェブサイトでいろいろな審議会などを見ました。しかし、何で評価していくか分かりませんでした。

ところで、建築情報（介護施設、スーパーなど）は公表できないのでしょうか。地域住民にとっては早めにそのような情報が知りたいです。そのような内容が市公式ウェブサイトに出ているといいと思います。

鳥居会長：

事務局にそのあたり詳しい方がいますので、ご説明をお願いします。

事務局：

具体的に申し上げますと里町ですね。特に住民の方々への説明をせずに 50 戸程の住宅の開発が進んでしまったことで端を発しました。これは法律関係の難しい問題を含んでいますので、なかなかその行政として強制力を持たせるところが難しい。そこで今回条例をつくりました。そういった形で行政としてもできる限り情報を市民の方々にお伝えをしていただくという姿勢を条例に込めたつもりでいます。行政としても、“情報を知り、皆さんにお伝えをする事ができるという段階を逃さずに伝えていきたい”という方針で臨むという、安城市としての決意のあらわれだと思っていただければいい

と思います。

ただ、全てを事前に、皆さんにお伝えできるかという、やはりそこにも、一定の壁がございまして、規模、建築するものの種類などによっては、行政側から公表することになじまないようなところもあります。かつては既存の商店街が非常に影響を受けるということで大規模店舗を計画するときにはその大規模店舗立地法に基づいて、事前に説明するというのも法律で定められてきた経過、経緯をたどっています。

限界もあるというところを少しご承知いただきたいと思いますが、市としても、特に住民の方々への影響が大きいものについては極力、事前に公表できるように、業者の方々との交渉に臨んできたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

加藤委員：

次回検討する内容について、もう少し市公式ウェブサイトのここを見て、どのような状況だったというような重要要点みたいなものを提示してほしい。何か説明文がないと評価と違うことや、要望ばかり書いてしまいます。今回、少し評価がなかったかなと反省しています。

事務局：

改選直後の審議会では市民参加推進評価とはどういうものか、評価のポイントを説明させていただきました。改めて評価の際に添付させていただきます。

また、いろいろな対象事項が計画の中身へのご意見が多々見受けられます。もちろんそれは担当課に伝えさせていただきます。ただあくまでこれは市民参加の手法が適当なのか。それがきちんとなされているのかというところのご意見をいただきたいと思っております。

現在、それぞれ各課の判断でウェブサイト等への掲載をしている部分もありますので、市民参加にかかわる部分については、標準的なガイドラインのようなものを、各担当課にも指示が出せるといいと思います。

山下委員：

先ほどの大規模開発等に関して、これ許認可ですね。

少なくとも市で許可するのであれば、それにきちんと住民説明などの条件をつけてやれば済む話ではないかと思っております。僕は当たり前に行っていたとっていましたので、少しびっくりしました。

小森委員：

これは国が決めて進めていった計画づくりなので仕方がないと思いますが、安城市総合戦略と、教育大綱がここに出てきていません。我々から見ると、突然このパブリックコメントが出されて、“このようなものが制定される”ことを知りましたが、大半の安城市民は多分知らないと思っております。

これは、市民参加の評価の対象に載せる必要があると思いますが、この 2 つは全く対象になっていないですね。総合計画とほとんどリンクしている話なので、一体のものかもしれませんが、教育大綱は本来からいえば、教育委員会の中では 1 番上のものですよね。生涯学習推進計画とかスポーツ推進計画とかの、概念的な規定だからかもしれませんが、少しその辺の位置づけが市役所の中でどのような理由があって、パブリックコメントが出てきたということが分かるようにするとよかったと思う。

皆さん、この 2 つが昨年制定されたということをご存知ですか。これは 1 番の総合計画と同じぐらいの上位のものです。

鳥居会長：

今のご意見、ご承知ですか。

事務局：

教育大綱につきましては、時期を同じくして市総合計画がつくられていて、教育の部分がもちろん含まれているわけで、当然整合しなければなりません。ただ、国からの法律の流れの中で教育大綱はやはり別で定めなければならないものです。

最初是一体のもものとして策定するという話もありましたが、最終的には、総合計画を抜き出して教育大綱を策定しました。したがって、同じ時期にパブリックコメントをかけたということ、中身も同じ内容にはなっているため、そういったところで評価から漏れたと思います。

総合戦略についても確かに、市の大きなビジョンの中で、漏れてしまったということですが、総合計画とも大きくリンクして策定しており、時限的に急ピッチでつくったものですので、言い訳にしかありませんが、本来載せるべきだったと思います。

小森委員：

行政の中でいろいろなことがあり、それが表に出ないため、市民からすると突然パブリックコメントが出たという形になっていると思います。国からの一つの流れの中で、やっている話なので仕方がないと思いますが、何か避けられなかったのかなと思います。

昇委員：

ほかの計画とレベルと違うものであり、それが検討対象に入っていないのはおかしい。総合計画並みの計画なので、反省点として今後はそういうことのないように漏らさず評価対象を把握するよう、コメントを入れるという形でよろしいですね。

鳥居会長：

事務局としては“そのようにちゃんとやります”という形でよろしいですね。

事務局：

はい。

鳥居会長：

今まで 1 番から 11 番まで審議してきました。あとは点数が同点の所がありますので、今からこれを決めていきたいと思います。事務局を説明をお願いします。

事務局：

前回、何とかこのやり方でやらせていただいて、いろいろご意見いただきながら、それぞれの点数の集約をしていただきました。既に皆さんからの評価がこちらにこの 2 ページ 3 ページに記載しておりますが、今、この説明を聞いて変えられても結構です。また、特に同じ点数の所をどうするのか。今までの委員さんのご意見だと厳しい方評価していただいております。そういった視点で会長のとりまわしのもとで評価会議の意見として集約していただけるとありがたいと思います。

鳥居会長：

2 ページ見ていただきますと、実はまだこの評価は、点数はついていますが、最終の決着ではありません。今から皆さんのご意見を伺いながら、進めてまいります。

市の次期総合計画策定の(2)市民参加の回数等は十分だったか。これは「十分である」、「おおむね十分」の2つが4点。これをまず皆さんのご意見で特に問題がなければ、これは私の意見ですが、こういった場合は厳しい評価がいいのではないかというのが今までの経緯であったと記憶しております。

これで一度、皆さんのご意見をいただきたいと思います。

厳しい方の4点はいかがですかという、これ4点4点2点のバランスの話ですね。その中でどの位置にするかということで。

山下委員：

最初に言った通り、厳しい点をつけさせていただきましたので。

鳥居委員：

4点4点2点とありますが、一応真ん中の4点、となりますがよろしいですか。

委員：

はい。

鳥居会長：

そういうことでご了解いただきました。次に8番の第3次安城市生涯学習推進計画の(2)が「十分である」が5点、「おおむね十分」も5点となっています。

ここもやはり同じような形で、これも厳しい方で「おおむね十分」という形でよろしいでしょうか。

委員：

はい。

鳥居会長：

皆さんご了解いただきましたのでここは中の方の「おおむね十分」という形になります。

よろしく願いいたします。

次に、9番の第2次安城市スポーツ振興計画策定の(3)ここも、「反映していた」が4点「おおむね反映」も4点「反映していない」が2点です。よって、「おおむね反映」という形にさせていただきます。

よろしいですかね。

委員：

はい。

鳥居会長：

皆様よろしくご了解いただきたいと思います。

それでは一応ここでは一応皆さんご了解いただいたということですので、事務局へ、お返しします。

事務局：

資料4、5の説明をさせていただきます。

資料4、5を説明

鳥居会長：

一応事務局の説明は終わりました。全体を通して何かあればお願いします。

特に意見はないようですので、ここで終わらせていただきます。

市民協働課長：

では事務局から、本日は大変時間が長くなってしまいまして申しわけございませんでした。活発に貴重なご意見いただきましては、ありがとうございました。

本日評価をしていただきました結果につきましては市長のほうへも報告いたしまして、市の公式ウェブサイトにも公表してまいります。また各課の方にもフィードバックしてまいりますので、よろしく願いいたします。

事務局：

次回は来年 2 月ごろに、平成 29 年度の市民参加の予定について審議をいただきますのでよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、平成 28 年度第 1 回安城市市民参加推進評価会議を終了いたします。

ありがとうございました。

